第三条の八を第三条の九とし、第三条の七の次に次の一条を加える。

（帰還環境整備推進法人に対して土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除の特例等）

第三条の八　法第十一条の六第一項に規定する財務省令で定める区域は、同項に規定する事業につき福島復興再生特別措置法施行規則第八条第二項の規定により同項に規定する帰還環境整備事業計画に記載された当該事業の実施区域とする。

2　法第十一条の六第一項に規定する財務省令で定める特定公益的施設又は特定公共施設は、それぞれ福島復興再生特別措置法施行規則第八条第一項第七号イに定める施設又は同号ロに定める施設とする。

3　法第十一条の六第一項の規定により租税特別措置法第三十四条の二の規定が適用される場合における同条第五項において準用する同法第三十四条第四項に規定する財務省令で定める書類は、租税特別措置法施行規則第十七条の二第一項の規定にかかわらず、市町村長の当該土地等（法第十一条の四第一項に規定する土地等をいう。以下この項及び第六項において同じ。）が法第十一条の六第一項に規定する区域内にある土地等である旨、当該事業が同項に規定する事業である旨及び当該土地等の買取りをする者が同項に規定する帰還環境整備推進法人（以下この項及び第六項において「帰還環境整備推進法人」という。）である旨を証する書類並びに当該帰還環境整備推進法人の当該土地等を当該事業の用に供するために買い取った旨を証する書類とする。

4　法第十一条の六第二項に規定する財務省令で定める区域は、同項に規定する事業につき福島復興再生特別措置法施行規則第八条第二項の規定により同項に規定する帰還環境整備事業計画に記載された当該事業の実施区域とする。

5　法第十一条の六第二項に規定する財務省令で定める事業は、福島復興再生特別措置法施行規則第八条第一項第八号に掲げる事業とする。

6　法第十一条の六第二項の規定により租税特別措置法第三十一条の二の規定が適用される場合における同条第二項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされた土地等の譲渡は、租税特別措置法施行規則第十三条の三第一項の規定にかかわらず、市町村長の当該土地等が法第十一条の六第二項に規定する区域内にある土地等である旨及び当該土地等の買取りをする者が帰還環境整備推進法人である旨を証する書類並びに当該帰還環境整備推進法人の当該土地等を同項に規定する事業の用に供するために買い取った旨を証する書類を確定申告書に添付することにより証明がされた土地等の譲渡とする。

第四条の三中「同条第一項第二号」を「同条第二項第二号」に、「同条第二項」を「同条第三項」に改める。

第五条第一項中「第四十一条第二十六項」を「第四十一条第三十一項」に改め、同条第三項中「同条第十八項」を「同条第二十三項」に、「第四十一条第二十六項」を「第四十一条第三十一項」に改め、同条第四項中「第四十一条第二十六項」を「第四十一条第三十一項」に改め、同条第六項中「同条第十八項」を「同条第二十三項」に、「第四十一条第十八項」を「第四十一条第二十三項」に改める。

第五条の二第一項中「第十五条の二第一項」を「第十五条の二第四項第一号」に、「第四十一条第二十六項」を「第四十一条第三十一項」に改め、同項第二号中「場合」の下に「又は当該再建住宅に係る同条第三項に規定する再建特別特定住宅借入金等の金額につき同項の規定の適用を受けようとする場合」を加え、「当該再建住宅」を「これらの再建住宅」に、「を同項」を「を同条第一項又は第三項」に改め、同条第二項中「第十三条の二第一項」の下に「又は第三項」を加え、同条第三項中「八年内」の下に「（同条第三項の規定により租税特別措置法第四十一条の規定の適用を受ける場合には、同項に規定する居住の用に供した日の属する年分又はその翌年以後十一年内）」を加え、「の年分の所得税につき同項」を「の年分の所得税につき法第十三条の二第一項に規定する住宅被災者」に、「同項の規定により同条の」を「同項又は同条第三項の規定により租税特別措置法第四十一条の」に改め、「同項中」の下に「同条第十三項又は第十六項の規定により同条」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下この項において「震災特例法」という。）第十三条の二第三項の規定により法第四十一条」と」を加え、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下この項において「」を削り、「」という。）第十三条の二第一項」を「第十三条の二第一項又は第三項」に、「同項の」を「震災特例法第十三条の二第一項又は第三項の」に、「より同条第一項」を「より法第四十一条第一項」に改め、「震災特例法第十三条の二第一項」の下に「又は第三項」を加え、同条第四項中「個人」を「住宅被災者」に「所得税につき」を「所得税につき、」に改め、「場合」の下に「又は当該翌年以後の各年が法第十三条の二第三項に規定する居住年に該当する同項に規定する住宅の特別特定再取得等（租税特別措置法第四十一条第一項に規定する増改築等に該当するものに限る。）に係る法第十三条の二第三項に規定する再建特別特定住宅借入金等につき同項の規定により租税特別措置法第四十一条の規定の適用を受けようとする場合」を加え、同条に次の一項を加える。

5　法第十三条の二第三項の規定により租税特別措置法第四十一条の規定の適用を受けた法第十三条の二第一項に規定する住宅被災者が租税特別措置法第四十一条の二の二の規定の適用を受ける場合における租税特別措置法施行規則第十八条の二十三の規定の適用については、同条第三項中「同条第十三項又は第十六項の規定により同条」とあるのは、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条の二第三項の規定により法第四十一条」とする。

第六条の二の二第二項中「第十七条の二第四項」を「第十七条の二第三項」に改める。

第六条の八第六項中「当該事業」を「当該土地等を当該事業」に、「ものである旨を」を「旨を」に改め、「確定申告書等」の下に「（次条第六項において「確定申告書等」という。）」を加える。

第六条の八の次に次の一条を加える。

（帰還環境整備推進法人に対して土地等を譲渡した場合の所得の特別控除の特例等）

第六条の九　法第十八条の十第一項に規定する財務省令で定める区域は、同項に規定する事業につき福島復興再生特別措置法施行規則第八条第二項の規定により同項に規定する帰還環境整備事業計画に記載された当該事業の実施区域とする。

2　法第十八条の十第一項に規定する財務省令で定める特定公益的施設又は特定公共施設は、それぞれ福島復興再生特別措置法施行規則第八条第一項第七号イに定める施設又は同号ロに定める施設とする。

3　法第十八条の十第一項の規定により租税特別措置法第六十五条の四の規定が適用される場合における同条第五項において準用する同法第六十五条の三第四項に規定する財務省令で定める書類は、租税特別措置法施行規則第二十二条の五第一項の規定にかかわらず、市町村長の当該土地等（法第十八条の九第一項に規定する土地等をいう。以下この項及び第六項において同じ。）が法第十八条の十第一項に規定する区域内にある土地等である旨、当該事業が同項に規定する事業である旨及び当該土地等の買取りをする者が同項に規定する帰還環境整備推進法人（以下この項及び第六項において「帰還環境整備推進法人」という。）である旨を証する書類並びに当該帰還環境整備推進法人の当該土地等を当該事業の用に供するために買い取った旨を証する書類とする。

4　法第十八条の十第二項に規定する財務省令で定める区域は、同項に規定する事業につき福島復興再生特別措置法施行規則第八条第二項の規定により同項に規定する帰還環境整備事業計画に記載された当該事業の実施区域とする。

5　法第十八条の十第二項に規定する財務省令で定める事業は、福島復興再生特別措置法施行規則第八条第一項第八号に掲げる事業とする。

6　法第十八条の十第二項の規定の適用を受ける場合における租税特別措置法第六十二条の三第四項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされたときは、租税特別措置法施行規則第二十一条の十九第二項の規定にかかわらず、法第十八条の十第二項に規定する場合における土地等の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この項において同じ。）が同条第二項に規定する事業の用に供される土地等であることにつき市町村長の当該土地等が同項に規定する区域内にある土地等である旨及び当該土地等の買取りをする者が帰還環境整備推進法人である旨を証する書類並びに当該帰還環境整備推進法人の当該土地等を当該事業の用に供するために買い取った旨を証する書類を確定申告書等に添付することにより証明がされたときとする。

第九条の八の次に次の一条を加える。

（連結法人が帰還環境整備推進法人に対して土地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除の特例等）

第九条の九　法第二十六条の十第一項の規定により租税特別措置法第六十八条の七十五の規定が適用される場合における同条第五項において準用する同法第六十八条の七十四第四項に規定する財務省令で定める書類は、租税特別措置法施行規則第二十二条の六十七の規定にかかわらず、市町村長の当該土地等（法第二十六条の九第一項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）が法第二十六条の十第一項に規定する区域内にある土地等である旨、当該事業が同項に規定する事業である旨及び当該土地等の買取りをする者が同項に規定する帰還環境整備推進法人（以下この条において「帰還環境整備推進法人」という。）である旨を証する書類並びに当該帰還環境整備推進法人の当該土地等を当該事業の用に供するために買い取った旨を証する書類とする。